

令和5年度 堺市防災会議 意見一覧

団体 (堺市防災会議委員名簿順)	No.	ご意見内容（要旨）	ご意見に対する回答 及び 計画への反映	新旧対照表 対応番号
大阪府	1	P100 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民意識の高揚 第2 学校園・認定こども園等における防災教育 「市町村は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校において消防団員等が参画した経験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、府民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努めるものとし、府はそれを支援する」 上記内容について、記載の検討願います。	本市においては消防団が一部区域にしか存在せず、消防団員への負担等も考慮し記載を見送っています。 小学校における経験的・実践的な防災教育や訓練については、実施方法を引き続き検討します。	-
	2	P184～185 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第5節 帰宅困難者対策 「市は帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在 施設の確保を図る」の追記を検討願います。	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	16
堺市上下水道局	3	P16 総則 第3節 災害の想定 第1 想定災害 【ライフラインの被害】 ・上水道 大阪広域水道企業団BCPの記載内容と合わせた文言に修正	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	1・4
	4	P82 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第4節 水害予防対策の推進 第5 下水道の整備 現在の雨水整備事業の進捗状況を反映	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	6
	5	その他文言修正	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	5・9・10 12・13・14 15・22
堺市危機管理室	6	P105 災害予防対策 2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備 第1 地区防災計画の策定等 表中に「平岡校区地区防災計画」を追加	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	7
西日本電信電話株式会社 関西支店	7	P45 総則 第4節 防災関係機関の業務大綱 第7 指定公共機関 1 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という。） ⇒西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下「西日本電信電話株式会社等」という） （以下同様P218、P305表中、P308 第5 電気通信施設、P415、P521表中、P524 第6 電気通信施設）	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	2・17・21 23・24・25 26
	8	P274表中、P277 災害応急対策 地震・津波編 第1章 初期期の活動 第13節 ライフラインの緊急対応 第5 電気通信施設 主担当：西日本電信電話株式会社等 ⇒主担当：西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	18・19
西日本旅客鉄道株式会社	9	P46 総則 第4節 防災関係機関の業務大綱 第7 指定公共機関 7 西日本旅客鉄道株式会社（大阪支社）⇒7 西日本旅客鉄道株式会社（阪奈支社）	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	10	P146 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第5 応援体制の整備 社会福協議会 ⇒ 社会福祉協議会	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	11
	11	参考意見として 病院は平時でも満床に近い患者が在院しているが、予備のベッドはあるか？災害時の患者を受け入れるため、廊下における簡易ベッドが必要と思われる。 医療機関は自然災害のみならずサリン事件など事件による災害も考慮に入れる必要があります。	今後の施策や計画修正の参考とさせていただきます。	-
堺人権擁護委員協議会	12	（計画全体について） ・被災時の「自助」の部分をもっと打ち出してもいいのではないかな 能登半島地震のニュースを観て、住民の方々は飲料水はもとより、生活用水に困っておられることが分かりました。 ・地震時避難拠点校に井戸を掘り、手動ポンプを設置し生活用水を給水できるようにする 水質検査や点検など定期的に実施し、被災時の給水施設として常備する ・各自治会と協力し、家に井戸があり、災害発生時に採水に協力してくださる家庭をリスト化する その中で堺市が水質検査、立地条件（家が倒壊などしたとしても利用できそうかなど）などを考慮して「地下水供給協力者」を選定し、被災時に上水道が使用できない事態に備える 定期的な水質検査は堺市が実施する。必要と考えられるところには手動ポンプを配置するなど堺市が施策する （市長は常々民生活を仰っておいでです。市民一丸となって防災に努めることが大切だと考えます。）	井戸水の活用に関しては、情報収集や運用の方法について現在検討を進めており、ご意見の内容についても検討に加えてさせていただきます。	-
特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会	13	（計画全体について） パブリックコメントで得られた意見の例を見ると、障害者ご本人や関係者である市民の皆さんの意識の高さや、災害に対する不安の強さを感じました。 その反映として、防災教育・啓発や災害の周知文言にいかされたとのことですが、ただ、市民の不安の強さに応えるには、防災教育・啓発・周知の部分だけでは不十分であると感じています。 これは今後の課題であり、それも能登半島地震を見ても、喫緊の課題であると感じています。 障害者児の避難は、能登半島地震でもやはり「危ない場所を動けない人」であり、これまでの災害を振り返っても、関連死のリスクが高いこと、さらに復興後も長期間二次障害等に苦しむ人々であることを押さえた対策（福祉避難所や一次避難所に設置する福祉避難室等になるかと思いますが）を検討いただきたいと思います。	ご意見のとおり、障害者児の避難先については課題があると認識しています。指定福祉避難所や指定避難所における福祉スペースの確保など、今後も体制の確保と整備に努めます。	-

団体 (堺市防災会議委員名簿順)	No.	ご意見内容（要旨）	ご意見に対する回答 及び 計画への反映	新旧対照表 対応番号
特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会	14	P181 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策 第3 福祉避難所の指定 「医療ケアを必要とする者」の記載箇所には、医療ケアだけでなく、強度行動障害を有する人たちの追加いただきたいです。これはもしかすると高齢分野では重度の認知症の方も入るかもしれませんが、強度行動障害を有する人は能登半島地震においても、避難場所を確保することは非常に困難で、危険な家や壊れた施設から移動できないままでおられます。また、施設では専門的知識を有する支援者の確保ができません、被災者でもある支援者が次々と疲弊し支援継続できなくなっている現実があります。在宅で家族だけで介護している方は絶望されています。（どちらもDWATは来てくれません） 障害分野ではR6年度から本格的に強度行動障害を有する者への支援に取り組むことになっています。ぜひとも防災計画でも取り入れていただき、せめて危険な地域に住んでいる強度行動障害を有する者の発災時の避難先の確保を事前に・計画的に行われる対策を早急に検討いただくことを、切に願います。	平時における支援策の進展も参者にしつつ、強度行動障害を有する方々への災害時の支援について、庁内関係部署と検討を進めます。	-
堺市女性団体協議会	15	P110 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第3節 都市の防災機能の強化 第1 防災空間の整備 都市公園の現況の数字表記について 1, 192 ⇒ 1,192 8, 76 ⇒ 8.76 コンマやポイントを半角に揃えた方が読みやすいと思います	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	8
日本防災士会 大阪府支部堺ブロック	16	参考意見として 避難行動要支援者名簿の地域における活用について課題を感じており、現状では地域によってその運用方法も大きく異なる。 自治会の役員や民生委員の入れ替わりもあるため、避難行動要支援者名簿作成にかかわる関係者、地域住民等の避難支援に関わる関係者等への指導や教育も必要ではないか。	今後の施策や計画修正の参考とさせていただきます。	-
防災科学技術研究所	17	P301 災害応急対策 地震・津波編 第2章 応急復旧期の活動 第5節 避難行動要支援者支援 第1 避難行動要支援者の被災状況の把握 1 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握 (1) 市は、自治会、校区福祉委員会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉専門職等と連携し、避難所や自宅避難生活を送っている避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に努める。 ⇒(1) 市は、自治会、校区福祉委員会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び福祉専門職等と連携し、避難所や避難所外（自宅、テント及び車等）で避難生活を送っている避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握に努める。	ご意見の趣旨を踏まえ反映します。	20